

永平寺町告示第 85 号

永平寺町地域活性化研修支援事業補助金交付要綱を制定する告示を次のように定める。

令和 8 年 6 月 25 日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町地域活性化研修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域課題の解決、地域活性化及び住民主体のまちづくりの促進を図るため、地域住民団体の研修等に係る取組に要する経費に対し、予算の範囲内で永平寺町地域活性化研修支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し永平寺町補助金等交付規則(平成18年永平寺町規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者(次条において「補助対象者」という。)は、地域振興会や複数の町内会等、町民が主に構成する団体とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、地域課題の解決や地域活性化の促進を図るため、補助対象者が実施する先進地視察及びそれに伴う研修とする。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする団体は、規則第 3 条第 1 項に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 団体概要及び視察等計画書(様式第 1 号)

(2) 収支予算書

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助対象事業の変更等の承認)

第6条 規則第4条第1項に規定する補助金の交付決定を受けた団体（以下「交付団体」という。）は、前条の規定により申請した内容を変更し、又は中止しようとする場合は、規則第8条第1項に定める補助金等交付変更承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
(実績報告)

第7条 交付団体は、先進地視察及びそれに伴う研修が完了したときは、規則第13条第1号に定める補助金等実績報告書に次に掲げる書類等を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 視察等結果報告書（様式第2号）
- (2) 参加者名簿
- (3) 収支決算書
- (4) 領収書の写し
- (5) 活動状況の写真等
- (6) その他町長が必要と認める書類

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額	
	限度額	補助率
<ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費(講師謝礼など) ・ 旅費(公共交通機関の費用、燃料代、高速代、宿泊費など) ・ 消耗品費(研修に必要な資料代など) ・ 使用料及び賃借料(バス、自動車借上げ料、会場使用料など) ・ 研修会参加費(飲食を伴うものは対象外) ・ その他、町長が特に認めるもの 	<p>1 団体当たり 5 万円までとする。</p>	<p>補助対象経費の 10/10 以内 (1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)</p>

団体概要及び視察等計画書

<団体概要>

団体名称	
代表者名	
団体の活動の目的	

<視察等計画書>

視察先	名称・住所
参加予定人数	人
視察日程	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
視察の目的・内容	
視察の結果をどのように生かす予定か	

視察等結果報告書

< 視察等結果報告書 >

視察先	名称・住所
行程	(補助対象経費に関する部分をできるだけ詳細に)
参加人数	人 (参加者名簿添付)
視察日程	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
今回の視察を踏まえて、感じたことや、今後どのように活用していきたいか。	